

第 71 回財務省 NGO 定期協議 (順不同・敬称略)

◆日時：2019 年 10 月 1 日 14:00～16:30

◆会場：財務省会議室

◆議題

財務省提案議題

1. TICAD7 の成果について

NGO 側提案議題

1. IDA 増資と教育支援について
2. 国際協力銀行（JBIC）の環境社会配慮ガイドラインの定める住民移転計画の入手について
3. 国際協力銀行（JBIC）支援案件における贈収賄への JBIC による対応・説明責任と防止対策について
4. バングラデシュ・マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業における JICA 環境社会配慮ガイドライン遵守について

◆参加者

NGO 側

1. 大野容子(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
2. 鈴木康子(気候ネットワーク)
3. 杉浦成人(FoE Japan)
4. 遠藤諭子(メコン・ウォッチ)
5. 林達雄(アフリカ日本協議会)
6. 古沢広祐(JACSES/國學院大學)
7. 田辺有輝(JACSES)
8. 遠藤理紗(JACSES)
9. 清水綾夏(JACSES)
10. 佐藤桃子(JACSES)

財務省側

1. 有泉秀(大臣官房審議官(国際局担当))
2. 米山泰揚(開発機関課長)
3. 村口和人(開発機関課 課長補佐)

4. 影山昇(開発機関課 課長補佐)
5. 菊池由紀恵(開発機関課 総括係長)
6. 福谷周(開発機関課 第一係長)
7. 矢原雅文(開発政策課 開発政策調整室長)
8. 長谷川悠(参事官室 課長補佐)
9. 水沼由佳子(参事官室 課長補佐)
10. 渡邊毅裕(参事官室 課長補佐)
11. 関口祐介(参事官室 課長補佐)
12. 矢野智史(参事官室 地域第 1 係長)
13. 山崎真依(参事官室 地域第 3 係長)
14. 渡辺未来(参事官室 地域第 4 係長)
15. 谷津佑典(参事官室 地域第 5 係長)

JBIC 側

1. 松井大輔(電力・新エネルギー第 1 部第 3 ユニット長)
2. 北村健一郎(電力・新エネルギー第 1 部第 4 ユニット長)
3. 平田智之(経営企画部 企画課長)
4. 後藤直拳(経営企画部 業務課 調査役)

JICA 側

1. 北野智子(南アジア部 南アジア第 4 課 調査役)

財務省側提案議題

議題 1 : TICAD7 の成果について

MOF 長谷川 :

財務省からの議題として、TICAD7 に関して簡単にご紹介させて頂きたい。資料が 3 枚あり、1 枚目が外務省で全体を取りまとめた TICAD7 の概要、2~3 枚目が財務省で TICAD7 に合わせて取り組んでいるものの解説。簡単に TICAD7 での議論をご紹介する。

8 月 28~30 日、横浜で TICAD7 が開催された。アフリカ 53 カ国のほか、国際機関、NGO も参加した。たくさんの方にお越し頂いた。資料の中に、アフリカの躍進を技術イノベーションでと書いてあるが、こちらのテーマをもって色々な議論が行われた。安倍総理と AU(アフリカ連合)の議長であるエルシーシ、

エジプト大統領とで共同議長を務め、議事進行をした。麻生副総理が実際には議長代理を務めた。TICADとは別の会議だが、G20が6月に日本議長下で初めて日本で開催された。G20において様々な成果があるが、特に質の高いインフラの投資や途上国の債務問題、あるいはユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）のファイナンスが成果としてあがった。これらはTICAD7の議論でも反映するべく、財務省での政策を取りまとめた。

資料2～3枚目にあたるのが代表的なもの。今回のTICAD7では、ビジネスの促進という議論が主眼の一つであった。過去3年で200億ドル程度の規模であったアフリカの民間投資が、今後更に大きくなるように政府として全力を尽くすと、安倍総理が会議で表明した。企業側も積極的にアフリカでのビジネスを展開するとした。これらを踏まえ、財務省としてもアフリカへの民間投資のより一層の拡大に向けて、（2枚目の資料について）アフリカ会議とJICAの円借款の協調融資の枠組み「民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA）」を拡充している。具体的には、4番目のフェーズとしてアフリカ開発銀行と日本で共同して35億ドルを目標額とする資金協力を行う。アフリカのインフラ需要は沢山あり、民間の資金ニーズに応えるべく、これまでフェーズを3つ行っているが、これはフェーズ3を質・量ともに拡充する形で取りまとめた。主に電力、運輸、保健を重点分野にしている。アフリカでのビジネスや雇用の創出につながると期待している。資料3枚目がJBICにおける取り組み。「アフリカ貿易投資促進ファシリティ（FAITH）」は3年間で45億ドルに強化し、アフリカでの日本企業のビジネスの拡大を支援していく。

また、資料には記載がないが、債務の持続可能性もG20の成果の一つであった。かつて大きな債務を抱え、国際社会から債務救済を受けたにも関わらず、多くの途上国で債務の持続可能性が懸念されている現状がある。このため開発需要があるが、十分な開発資金が入ってこない。この状況の要因の一つが債務の持続可能性。借り手が適切に債務を管理し、債務の透明性を高める能力が不足している。これらを踏まえ、JICAから債務管理の専門家を派遣する予定の国、またすでに派遣した国がある。日本が拠出する国際機関の信託基金を活用し、アフリカの国々の債務管理能力構築の支援、具体的には研修等、を実施する予定である。

この他、G20の成果として、UHCや産業人材育成に財務省として取り組んでいく所存である。アフリカ諸国の成長力を強化するためには人的資本の形成が大事であると考えている。アフリカ開発銀行に設けている奨学金プログラムの支援対象となる専攻分野を拡大し、対象者の人数も増やしていく。こういった人々が産業の基幹を担うことを期待しており、産業人材育成につながるものと考えている。UHCを日本語に直すと、全ての方々が経済的困難を伴うことなく、必要な質の高い保健サービスを楽しむこと、となる。これを拡大することにも取り組んでいく。世銀の日本信託基金を通じ、持続可能な保健財政確立

のため財政と保健当局の連携をすでに実施しているが、日本議長下で G20 において取りまとめたファイナンスの取り組みを更に拡大し、UHC を推進していく。

冒頭申し上げなかったが、Compact with Africa という取組もある。二つ前の G20 議長であるドイツの議長下において、アフリカ諸国の投資環境の改善を促し、民間の投資を呼び込んでいく Compact with Africa というイニシアティブがある。日本の議長下でも取り組んできた。TICAD などにおいても、Compact with Africa の成果も含めて反映するべく、アフリカ諸国や日本の経済界に議論を共有する観点から、サイドイベントとしてセミナーを開催した。G20 において Compact with Africa を議論している議長役がドイツと南アフリカであるため、こちらと共催した。国際機関やアフリカ諸国等から投資環境改善の Compact with Africa における取組や成果等をご紹介頂いた。皆様にこういった取り組みを知って頂く機会を設け、多くのお客様にお越し頂き盛況であった。TICAD における私どもの取り組みに関しては以上である。質問等あったらお願いしたい。

田辺：

これまでの EPSA のペーパーの中では、高効率石炭火力が明示的に入っていたが、今回そういったキーワードが入っていない。元々のペーパーの中にも入っていないのか、それとも何らかの議論があって今回は重点分野としては入れなかったのか。その背景を教えてください。

MOF 長谷川：

元々の、というのは。

田辺：

EPSA3 では明示的に高効率石炭火力が重点分野として入っていたかと思う。その前もそうだったと記憶している。

MOF 米山：

EPSA3 の時は、高効率石炭火力が書いてあった。石炭の話は EPSA1 および 2 でも書いておらず、3 で初めて書いてあったと思う。元々電力が重要視されてなかったわけではなく、電力はアフリカ開発銀行の重点分野で常にあり続けてきたし、これからもそうだと思う。アフリカの人々が通常思い浮かべる石炭火力発電所は相当古いタイプのものようである。発電所に近づくと真っ黒な煙が出てくるようなイメージだった。横浜の磯子にある J パワー、電源開発の石炭火力発電所へ訪れ、煙が黒くないことに感銘を受けたそう。この機会がたまたま EPSA3 と重なり、アフリカ開発銀行からは是非日本にあるような石炭火力発電所を支援してほしいとなった。

EPSA3 は 3 年で 30 億ドルという目標になっているが、それに加える形で、もう少し良い案件が出てくればやりましょう、と石炭ということを示的に書いていたと思う。EPSA3 は 3 年間やっていたが、残念ながら結局のところ高効率石炭の案件は実際には出てこなかった。引き続き電力が重要であることには変わりはない、ただ EPSA3 の時期にはなかった。今回担当していないためわからないが、このような経緯で、石炭を EPSA4 で明示していないのだと推察される。

古沢：

貧困開発のプログラムとして、日本の役割は重要だと思う。今日のテーマには入っていないが、これまでのいわゆる象徴的な問題としてモザンビークのプロサバナ問題がずっと議論されている。そこで明らかになったのは、もちろん投資促進の中身、つまり経済開発の基盤を整備することが重要だということ。結果的に、何が起きて、持続可能性に資するのか、あるいは阻害することが起きるのではとの懸念に対してどう答えるのが実は大変大きな問題である。日本のこれまでの開発政策、教育事業もそうだが、いつも色々なつまづきがあり、海外でも起きるかもしれないとの懸念が強い。

モザンビークの例で言えば、農業開発は儲かると、それは一つのビジネスモデルとして良いが、実際に地域の小農民の人々の生活に対しては、十分な配慮がない。そして、きちんとした対話がなかなか継続できていない。これはサステナビリティ、持続可能な開発という理念とそぐわないのではないか。これはずっと議論されてきて、まだコミュニケーションしているわけだが、つまり、開発のインフラを整備する、あるいは債務を返済出来るように管理指導するといったように、開発プロジェクトの中身の質をどれだけ精査できるのか、そしてその中でサステナビリティが担保できるのかということ。これまで環境社会ガイドラインや、問題が生じた際はパネルで受け、精査して対応してきた。つまり、大きな意味でのアセスメントをちゃんとしないといけない。アフリカがこれから開発の目玉になり、中国はどんどん進めていく中で日本の意気込みも感じるが、債務問題、環境問題、地方農民の生活の問題といったところに対してケアできるのかどうか非常に重要。その部分に対してどのようにアセスメントして、評価して、問題が発生したらどのように対応するのか、その点は非常に気になっている。今回その点、どのような議論、あるいはご対応・動きがあるのか。

MOF 米山：

大昔開発はなかった。ODA という概念ができたのは戦後の話でしかない。1920 年代、開発なんて概念はなく、戦争が起き、その後アメリカが中心になり援助を始め、そこからマーシャルプランであり、OECD が出来上がってという流れだと思う。長い歴史がある中で、色々失敗もあったと思う。それらを踏まえながらどうやったら皆でより良い開発ができるのかを考えていくプロセスで、これから先も続いていく

というのが念頭にある。その中で、TICAD はアフリカの会議で大事ではあるが、アフリカの会議でしかないといえばアフリカの会議でしかない。

もう少しグローバルな視点から見ていくと、例えば日本の新聞でも出てくるようになったが、質の高いインフラの投資原則。質の高いというから日本企業にとって非常に有利であるという解説がされていることも多いが、少なくとも古沢先生がおっしゃる点で共感するところがある。色々過去に失敗があった中で、そこでレッスンを学び、より適切な質の高い形の援助で協力をしていくのは我々常に考えないといけないと思う。質の高いインフラは一体何であるのか。色々な解釈をしている人がいるかもしれないが、G20 で 6 月に質の高いインフラについて中国やインド等の新興国と合意できた点がある。それは、例えば道路の耐久性といったような物理的なモノだけではなく、環境や社会配慮やガバナンスを含めて、社会全般を見た上で質の高い案件を形成していこうという内容であった。それらを念頭に置きながら我々も進めてきた。もちろんクオリティよりボリュームが大事だというような抵抗もあった。資金量が大切なのは承知だが、そこだけやっても最終的にうまくいけなくなり、却って遠回りになってしまう。少なくともプリンシプルにおいては皆で合意できたのは大きな前進である。

今後の課題は、プリンシプルはできたが、それをどう現場で実現していくのか。新興国のアフリカでの援助の話はたくさん出てくるが、例えば何千キロの道路を敷いたことが最近話題になっているが、実はその道路は高額なコストがついたという。東アフリカにおける線路の値段は安いですが、最終的にかかったコストはものすごく高い。欧州の組織が公表しているような線路一キロあたりの標準コストと照らし合わせると、ヨーロッパで線路を引くよりも高額であったと話題になっている。そのお金はどこに消えてしまったのか、実は分かっているがそれは分からない。メディアの世界もその辺りに目が届くようになってきた。我々G20 を中心に質の高いインフラ投資原則との中身として、中身が良いという話だけでなく、技術が洗練されているだけでなく、環境社会配慮やガバナンスなど広い視点を持って取り組む必要があり、その理解が広がっているというのが一つの成果だと思う。

古沢：

全く同意。だから何ができるのか、それを打ち出しておかないと、また後始末で問題を掘り起こすことになりかねない。プリンシプルと方向性は出ているが、実行ないしアセスできるだろうか。社会システムの問題で内政干渉になってしまう可能性もあるため難しいが、現地のマネジメントやアカウンタビリティとともに、こちらが投資する民間・公的のアカウントビリティも問われる。果たしてそれが機能するか、あるいはリスクがあるのであればリスクを評価する、そこが非常に問われてくる。従来の評価だけではなく、どのような高い質が評価されたのか。ソーシャルインパクトのような指標は出てきているが、それらを組み込んで誘導できるプログラムを是非色々な機関と議論してほしい。

大野：

UHCは議題の一つということだが、NGOでもUHCは日本政府が引っ張っている点は認識しており、感謝している。G20での議論を受けてTICADにインプットされ、今回の国連総会でもUHCの大きなサイドイベントがあったと思う。この次、UHCに関してどの国際舞台のモメンタムがあるのかについて1点目としてお聞きしたい。2点目は、UHCに限らないが、途上国の財政をどのように確保するかといった時に、民間投資や債務の問題も出たがそれ以外に、そもそも途上国の徴税能力をどうやって上げるか、納められるべき税金が納められていないという国際的な税システムの問題があると思う。税に関わる問題は今回のTICADも含めて、どのように議論されたか、もしあったらUHCに限らず教えて頂きたい。

MOF 長谷川：

1点目の今後UHCのモメンタムをどうやって海外でも進めていくかだが、手元に資料がないため確認し、別途お話を頂きたい。2点目の徴税能力の確保は、これまで多かったのは主に東南アジアであるが、JICAの専門家を派遣し債務管理能力を強化できるかは、財務省としても取り組んでいる。これからも取り組んでいくのは大切だと考えている。途上国では関税収入も財政という観点では重要だと思うが、通関の専門家もこれまで派遣しており、強化していく必要がある。

大野：

国内資金動員はTICADでは大きな議題になったか。

MOF 長谷川：

TICAD全てのイベントを網羅的に把握しているわけではないが、記憶の限りではそれについてメインで議論した場は直接的なものはないように思う。

MOF 米山：

補足させて頂く。UHCの議論はされていると思うが、今回UHCの会議でないためにUHCにフォーカスしたものは無いということではないか。アフリカの人々は保健が大事という共通認識があるため、10年以上前から政府の予算を最低15%保健省の予算にする公約がある。これがどれだけ意味のある公約なのか。実際数字を見ると全然達成されていないが、それは常に頭にあり当然UHCは大事だと考えている。

その上で課題は2つに分かれる。1点目は低所得国。低所得国は実は大変なようでそれほど大変ではない。なぜなら、誰かが援助してくれるから援助資金に頼ることができる。一方で援助資金に頼れない中所得国はどうするのが課題。低所得国は外からいろんなものが入ってくるが、そういうものが無くなっ

てしまった東南アジアや中南米など、相当所得水準が上がっているが実は UHC ができていない。日本ですら国民皆保険ができたのは昭和 30 年代であった上に、当時の医療水準はそれほど高くなかった。翻ってタイやマレーシアなどでは UHC はあることはあるが、その水準はどうなのかを考えていくことは国際機関でなく自国でやっていかないといけない。アフリカでも低所得国、中所得国で分かれているため、同じように中所得国の UHC はどうなるのかと考えていかないといけない。

NGO 側提案議題

議題 1：IDA 増資と教育支援について

大野：

教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）という教育支援を行なっている NGO のネットワークがあり、運営委員の一人として、本日の議題を提案する。10 月 21 日・22 日に世銀総会の後に IDA の第 19 次増資の最終交渉が行われると聞いている。私たちの教育関連の NGO の中で大きな議題が、SDG4 の教育の、「質の高い教育を皆に」というところだが、様々な議論において公的かつ無償という前段がすぽんと抜け落ちている場合がある。教育がないのだから可能な限り資源を動員して教育を普及させようという動きがあることを受けて、low fee でプライベートスクールを運営するような学校、もしくは営利を目的として私立教育にも支援を入れていく流れがあるという認識をしている。

NGO では全ての子どもたちが教育を受けられることを非常に重要視しているため、教育を受けられるという点で目指しているところは同じであるが、low fee の教育や私立学校だとどうしても格差ができてしまうという懸念がある。特に、今回の IDA の 19 次増資交渉に関しての議題を出させて頂いた理由の一つに、IDA の政策課題の一つにジェンダーと開発という点があると思うが、ジェンダーの観点から見たときにお金がかかる教育は女の子が行けなくなってしまうことが、実際に現場に出ている NGO から数多く報告があがっている。その点なんとかならないかというのが切実な思いである。

この度、EU や、教育に特化した国際機関である Global Partnership for Education が、自ら支援する際に基本的にはプライベートスクールにはもう支援はしないと明確に姿勢を打ち出したこともあり、勇気付けられているというのが正直ある。IDA の増資交渉においては日本政府から大きな拠出があり感謝している。日本政府のドナーの意向は非常に大きく出るところなのではないかと思う。やはり IDA による教育の支援に関しては、無償でかつ公的なものに可能な限り特化して頂きたい。増資交渉はすでにファイナルに近いと思うが、日本政府の交渉の方向性についてコメント等、差し支えない範囲で共有頂きたい。

MOF 影山：

ご提案について、大前提となる世銀グループはどのように教育を考えているのかという点は皆様のお考えと変わらないと思う。世銀グループの二大目標は貧困削減と繁栄の共有の促進。教育は、彼らが推進しているヒューマンキャピタルプロジェクトの一つに入っている。持続可能な開発目標では、2030年までに全ての子どもが男女区別なく、適切かつ有効な学習、成果をもたらす自由かつ公平で質の高い初等教育・中等教育を修了できるようにするという内容になっている。

そういった中で、世銀グループは約2億6000万人の子どもたちが初等・中等教育を受けられていない現状を踏まえ、こういった人々や国々の成長を可能とする人的資本の形成というところで教育を重視して支援をしている。特に IDA は、所得の低い国、脆弱国、紛争経験国といった国々に住むお子さんや女性が十分な教育サービスを受けられる、もしくは受けられないリスクを減らすことが非常に大切で、差別のない教育の機会を提供していくことが重要であると、ここは大前提である。

ご指摘頂いた、今交渉中の IDA 第 19 次増資。この中でこういった議論がされているかであるが、まず IDA 増資交渉の中で世銀は教育の重要性を鑑みて、五つの分野について重視していくとしている。幼児教育、実際に教える先生の教育、教育システム自体の運営・管理、高等教育、職業訓練が重要な分野としてあげられている。加えて、これを横断する項目として、皆様からのご指摘にもあったように、女子教育、脆弱国における取り組み、新しいテクノロジーや教育に係る統計の整理、幅広い層を対象として教育が言われている。

こういったところがあるため、IDA 19 において、公的か私立かにかかわらず、むしろこういった目標を達成する上で重要な支援を行なっていくことになっている。特に最近の IDA をめぐる議論の中で、「ジェンダーと開発」、「脆弱国」以外にも、「雇用ならびに経済の変革」が挙げられ、要は持続的な成長のためにはこういった点が大切だと、低所得国における取り組みでも重要視されている。持続可能な開発目標を達成するために、貧困削減や生産性の向上、包摂的な成長が重要であり、教育の質の改善と雇用に繋がる生徒のスキルの向上が重要であるとしている。つまり今まで重視されていた初等教育だけでなく、仕事に関連するような技術の習得、職業訓練、OJT が重要であると議論されている。

実際に世銀の私立学校への支援を見ると、民間の学校への支援は IFC がメインで行っている。具体的には低所得国や中所得国において公的教育だけでは手が届かないような部分、例えば職業訓練や中学高校に民間の学校が入ることでより質の高い、雇用に繋がるような教育を提供することが可能になり、それが持続可能な成長になっていくということ。途上国において一番大切な教育へのアクセスを出来る限り確保することが重要ではないかと考えている。

大野：

追加で質問がある。一つは、今回の19次増資交渉で、日本政府が教育、もしくはヒューマンキャピタルを重視して進めているのかを確認させて頂きたい。それから、教育のアクセスをとにかく増やす必要があるというのはおっしゃる通りで、市民社会側も立場を異にすることではないが、SDGsの文脈から見たときにインクルーシブネスと公正・格差是正はどうか。アクセスは良いが、アクセスの優先順位やアクセス拡大の進め方・プロセスの中でどのようにインクルーシブネスを上げて格差是正を縮小させるか。原則は世銀となんら変わらないと思うが、これらの観点から、公的ではない、もしくは無償ではない教育にアクセスできない層、例えば女の子やリモートエリアに住む人々、障がいをお持ちの方、難民の方が漏れ落ちてしまうケースがある。アクセスを増やしつつ、インクルーシブネスや格差是正における優先順位付けを是非お願いしたい。例えば、民間でも営利目的ではない、いわゆるコミュニティベースの教育の支援に軸足を置くことは考えられる。日本政府に対する外からの期待は公平性や格差是正であり、国全体を見回してジェンダーにも留意するという点で高い評価を得ていると思う。この部分においてドナーとして大きなリーダーシップを発揮して頂くことを期待している。

MOF 米山：

私からお答えする。おそらく今回の増資交渉に限らないほうが良いかと思う。別に増資交渉だけが世銀との付き合いではないので、開発アジェンダ全体としてどのように取り組んでいくかだと思う。そういう意味では世銀にとって大きな転換点がヒューマンキャピタルプロジェクト、前の総裁の時に始まったもの。ご承知の通り、開発の世界はすごく振れる。こっちに行ったらこっち行って。その昔は、1960年代はとにかく巨大インフラだった。なぜならI/Sバランス上、セービングが足りないのでインベストメントすることができない、だからどんどん援助を突っ込むという話だったが、うまくいかなかった。

今度は何が起きたのかというと、インフラなんて汚らわしい、全て教育・保健だけにしなさいという話になり、気がついたらインフラは中国の比率が大きく高まっていた。いつも行ったり来たりして極端。まさにおっしゃるように、開発ってそんなに極端な話ではなくて、両方大事だと思う。そのバランスを取る意味で、それほど一方に触れていたと我々は思わない。日本も昔はトンカチの話しかしないと言われていて、その頃は伝統的なドナーの多くが保健教育以外やるのはおかしいと言っていたからそうなった。じゃあ今度日本政府がいつもUHCしか言わないのかとなるが、それもおかしい話。インフラも保健もどちらも大事。そういう意味で、今、世の中が全体的にインフラに走っていく中で、世銀が前総裁の元、ヒューマンキャピタルプロジェクトとあって、ヒューマンキャピタルに投資するとした。

ヒューマンキャピタルにも色々あって、教育でも幼児教育に始まり職業訓練等があり、もちろんヘルス

も含まれる。我々はこのヒューマンキャピタルプロジェクトを強くサポートしていた。現に過去数十年にわたって東アジアが大きく成長してきた。その一つの大きな要因はヒューマンキャピタルへの投資が成功したから、というのはこのプロジェクトの結論だと思う。その文脈において、教育とヘルス両方を含めたヒューマンキャピタルへの投資が大事だと世銀と一緒に主張をしているということだと思う。このヒューマンキャピタルが重要だということについては、総裁が新しくなってデイビッド・マルパスになったが、彼の元でも引き続き重要だということになっている。勿論、人も違うので少し振れが変わってくるかもしれないが、今回の総会においてもヒューマンキャピタルプロジェクトの進捗状況に関するプロGRESSレポートが出てくることになっているので、我々はヒューマンキャピタル、教育・保健両方大事だという点については今までもそうでしたし、これからも積極的に主張していこうと思っている。

その上で、特に低所得国を対象にする IDA で Education は一体何が重要なのかは、これも考え方が振れてきていると思う。MDGs の時にはとにかく Enrollment ratio ということで学校に行かせることを重要と考え、そこだけやった。確かに Enrollment ratio はすごく上がったが、実は先生が来てないとか、カリキュラムしっかりしてないという問題があり、結局小学校に行ったが事務すらできない卒業生が大量に出てしまい、果たしてあれはなんだったのかという反省を基に、SDGs に切り替わる際に単なる Enrollment ratio ではなく、学校に通ったことによって学業を伴うことができたのかを検証していくのが重要である。

さらに初等教育だけに皆が集中して投資をしてきたために、何がアフリカで起きているのかというと、有名大学がボロボロになり崩壊しかかっている。果たしてこのままでアフリカはアジアのような中所得国に追い付くことはできるのかが一つの大きな課題になっている。北アフリカのように所得水準がそれなりに上がってきていて、学歴を持っているけど全然雇えない人たちばかり育ててしまう。なぜなら教えている中身が employer ability と関係のない、19 世紀のフランスの高校のカリキュラムを使っている。採用する際に「モリエールが分かります」と言われても働くことと関係がない。

そこで少し考え方を変えていかないといけない。開発の中における Education の議論がようやくそこまで来た。これは日本の開発援助が目指してきた世界に近いと思う。単に建物だけ造れば良いとか、小学校 1~3 年生だけやれば良いとかそういうことではなく、初等教育も高等教育も母子保健も全部大事というのが我々の強みだったはずであるため、ようやく皆が追い付いてきたという感じではないか。IDA の議論で初等教育だけではないことは非常に大切なこと。昔だったら初等教育は MDGs、となっていたので私は評価したい。また新しい総裁の下においても、ヒューマンキャピタルが大事だということ自体は変えてはいけないと思う。

先ほど影山から IFC の話があったが、彼らは中所得国。例えば、モロッコでビジネススクールをやらな

いと、パリやロンドンに流れていってしまう。そしてそこに行ける人々は上流階級で相当金銭的に余裕がある。上流階級でなくても、高等教育を途上国で受けられるようにするにはどうしたら良いか、それはもはや IDA の世界ではないため民間の力を借りながら IFC でやっていく。ただアフリカの最貧国の IDA では洒落た民間なんてない。そこに行っている民間はせいぜいパイナップルの農場、というくらいであるため、Education の民間セクターはなかなかない。そのため IDA はもう少し地に足の着いた教育におけるジェンダーや幼児教育、学校だけでなく国全体としての Education ministry の在り方等に軸足を置いていく。そういう意味で良い方向に来ていると感じる。

古沢：

教育問題は何度も議論していかないといけない。昨日も外務省のグローバルフェスタがあったが、ある種全部教育である。教育プログラムの強化に、日本から若い人たちがあらゆる分野に行って質を高めるプログラムをしているので、アメリカでも色々な国で取り組まれている。そういうより質を高めていくプログラムは色々な形で行われている。

ヒューマンキャピタルプロジェクトは大事だと思うが、それがどれだけ達成されているのか、何が不十分だったのか、より内容を評価していくような枠組みが無いと、理念としてのプロジェクトがどこまで実行されるものになるのか、そこがフォローアップできるようにすることが非常に大事だと思う。これからどこかで議論されていくべきだと考えるが、いわゆる中所得国と最貧国の状況・ニーズの違いはもちろん、ちゃんと評価しないとイケない。色々なやり方はあると思う。その時に、世界銀行グループとして、やはり最貧国・中所得国、そのの違いに対して戦略的に世銀のプロジェクトの融資の仕方、実際には個別に対応していると思うが、大きな枠組みとして最貧国・中所得国、例えば今日であれば教育の質をどういう風に戦略的に強化していくかというような、より緻密で詳細なプランはあるのか。

すでに議論されていると思うが、プログラムとして共有されてきて、それが SDGs という大きな枠組みの中でより相乗効果を上げていく流れの中で、やはり世銀の果たす役割の重要な柱がこれだけコミットできるということに紐付くと思う。その辺の教育に関してはどこでも重視だが、実際中身とそれをどのように評価するか、今言ったようなクライテリアで、最貧国における質の向上については、こういう違いで支援していくというそういうフレームワークないし方針、そういうのがちゃんと見ると、「やっているな」とか「是非ここはもうちょっと NGO の協力のところでより強化できるか」とか、色々次のステップに入っていけると思う。いろいろと情報をたくさんお持ちだと思うので出来るだけ提示して頂くと、こちらもそれに対して何か提案ができるのではないかと思いますのでお願いしたい、今日は入り口ということで。

大野：

今古沢先生の話聞きながら、SDGsの世界、特にFFD（Finance For Development）で、民間からのお金をどうするか、もしくは公的資金を民間活性化にどう使うかという議論を延々としている。今回は教育に関してだが、やはり国家としての役割、人権を確保するために国としての責務をどこまで果たすべきかが重要。とは言え、SDGsで高い目標を立てても資金が無いために、市場からの調達を含め民間のお金をどこまでやるかというせめぎ合いの議論はずっとしていると思う。特に教育に関して言えば、市民社会側は人権的な観点からものを見るため、国家の責務として無償で公的な教育支援を12年間ちゃんとやってくださいと、原則に寄った立場に立っている。

一方で、営利目的ではないがプライベートの教育システムをどうやって公的なものにアップしていくかという議論もあるだろう。そこは原理原則に縛られるわけではないが、少なくとも民という立場で立ったとしても、格差是正にどのように資するか、特に取り残される傾向にある人々の人権をまず最優先にするにはどうしたらいいかというところをファイナンスの観点から議論することが必要かと思う。今日は教育という切り口で出させて頂いたが、今後ともファイナンスの課題は続くと思う。引き続き議論させて頂きたい。

議題2：国際協力銀行（JBIC）の環境社会配慮ガイドラインの定める住民移転計画の入手について

遠藤（さ）：

こちらは前回の定期協議でもあげさせて頂いたものの、時間がきてしまい、継続審議となった案件である。まず背景を説明させて頂く。JBICの「環境社会配慮確認のためのガイドライン」ではカテゴリAの案件について、大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生する場合に、JBICは借入人等から住民移転計画の提出を受けて、環境レビューを行うとされている。しかし、ベトナムのバンフオン1石炭火力発電案件について、これはカテゴリAで97世帯379人の方の大規模な非自発的住民移転が発生するものであったが、JBICは住民移転計画を入手することなく環境レビューを行い、融資を決定した。この件について私たちNGO側からこれがガイドライン違反にあたるのではないかと前回の定期協議で指摘させて頂いた。

それに対しJBICから本案件ではベトナム地方政府により住民移転計画が策定されたが、借入人等は、この案件の場合は事業者になるが、事業者が入手しておらず、またJBICも同地方政府に提出を要請したが、個人情報観点から共有が困難という回答があり、入手していない。本案件のように現地国政府が策定する場合で、何らかの事情で入手が困難であった際には、入手は必須ではないと解釈していると説明さ

れた。

私たち NGO 側はこれまで長期間 JBIC のこのガイドラインの策定、そして改定のプロセスに関わってきた。そこで特に非自発的住民移転の問題については、被影響住民の方々への甚大な影響を回避するために様々な提言や議論をさせて頂き、その都度議論を積み上げてきたが、JBIC がガイドラインをこのような解釈のもと運用しているのを聞いたのは前回の定期協議が初めてで、非常に驚いた次第である。ガイドラインの文言通りに解釈をすれば、誰が策定しているかに関わらず、借入人等は住民移転計画を JBIC に提出しなければならないというのが原則であると理解している。

質問として改めて確認させて頂きたいのが、カテゴリ A 案件で大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生する場合、原則として借入人等は住民移転計画の策定主体者ではない場合においても、作成主体者あるいは事業者から入手して JBIC に提出しなければならないのではないかと。本原則について財務省はどのようにお考えか。

遠藤（さ）：

ガイドラインのプロセスの中で議論を重ねてきた結果を受け、住民への移転の影響を回避したり、最小限に抑えたりするため、このようなことを融資機関はしなくてはならないと書かれたものがガイドラインだと理解している。今回のバンフォン1 案件では、ベトナム政府側が文書の提供が困難ということで JBIC は入手していないとのことだが、例えば JICA の支援案件だとベトナム政府の住民移転計画を JICA が入手をして、それをウェブサイト上で公開する例も見られる。事業の環境社会影響を最小限にするというガイドラインの趣旨、精神に基づいて、JBIC は相手国政府機関に対して、住民移転計画の提出が必須であるという強い姿勢で臨むべきではないか。また、それを相手国政府が拒否をする場合には融資を行うべきではないと考えるが、財務省はどのようにお考えか。

そして質問 3、JBIC の過去 10 年間のカテゴリ A 案件について、住民移転計画にかかる状況を示して頂きたい。質問 4、住民移転計画を入手していない場合、JBIC は環境レビューで被影響住民に対する調査・協議の状況や移転の補償対策等の具体的な内容とその実効性についてどのような方法で確認されるのか。また、これまではどのように確認をされていたのか。それはバンフォン 1 の案件と同様の確認方法だったのか。また、財務省としてはこうした JBIC の確認方法に問題がないことをどのように確認、判断しているのか。その際の判断基準は何か。

質問 5、住民移転計画が入手できていない場合、JBIC はどのようにモニタリングを行うのか、また行っ

てきたのか。そして財務省はJBICのモニタリング実施方法に問題がないとどのように確認判断されているのか。同じく、判断基準は何か。質問6、このバンフォン1の案件ではJBICはどのようなモニタリング方法を採用するのか。また財務省はそれをガイドラインの社会配慮上問題がないとどのように判断されるのか。

MOF 矢原：

頂いたご質問に対し、私から回答させて頂いた上で、詳細についてはJBICにお願いする。まずご指摘の通り、プロジェクトが環境や地域社会に与える影響が回避・最小化され、プロジェクトの実施者によって適切な環境社会配慮がなされているかを確認することは重要である。ガイドラインはそのためにあるもの。そういった観点から、借入人等から住民移転計画等の実施を求めていると認識している。

他方で、個別具体のプロジェクトによっては様々な制約があるため、ガイドラインの趣旨を損なわないよう、どのような対応ができるのかを考えていく必要がある。特に住民移転計画等の策定の主体が借入人等ではない場合、ガイドラインの趣旨を損なうことなく、必要な確認をするために何ができるのかとの観点から、必ずしも他の手段を排除しているものではないと承知している。財務省としてはJBICが個別案件に応じて取る対応を踏まえながら、このようなガイドラインの趣旨に沿って適切な対応が行われるよう監督して参りたい。

過去10年のカテゴリA案件について、詳細はJBICからお答え頂きたい。我々としては、バンフォンの案件を除いて、全て住民移転計画を入手していると認識している。その認識の上で、入手できないような場合に、モニタリングの方法も含め、財務省としてどのように確認しているのかについて、回答する。我々は、プロジェクトが地域社会に与える影響が回避、最小化されているか、あるいはプロジェクト実施主体者によって適切な環境社会配慮がなされていることを確認する、というガイドラインの趣旨が満たされているかという観点から、こういったモニタリングがされているかも含めて、個別具体的に確認している。財務省としての考え方は以上になる。

JBIC 後藤：

私どもとしても環境社会配慮が重要であること、また地域社会に与える影響を最小化するという趣旨でこの環境ガイドラインが作られていることを重々認識している。住民移転計画のレビュー資料については環境ガイドライン上、弊行は住民移転計画自体を借入人等が策定する場合には借入人等からの提出を受けるとしている。一方で本件のように、現地国政府により住民移転計画が策定され、住民移転と収入手続が実施されるケースにおいては住民移転計画の入手が困難である場合もあるため、その場合には住民移転計画の入手は必ずしも環境ガイドライン上求められていない。ただし、その場合でも、事業者が作成

している Audit レポート等で確認可能な資料を用いて確認させて頂いている。

IFC のパフォーマンス・スタンダードにおいても、住民移転手続きが政府と公的機関の管理下で行われ、借入人が手続きに直接関与できない場合の対応として、民間事業者の責任が定められている。その中で事業者は政府が行う住民移転手続きを確認し、評価することが求められている。弊行はこのような IFC パフォーマンス・スタンダードの規定を踏まえ、現地国政府が住民移転手続きを実施する場合においては、事業者による確認の状況についてレポートを要求し、これをレビューすることで住民移転計画の適切性を確保することがある。

続いて、過去 10 年のカテゴリ A 案件について、私どものウェブサイトカテゴリ A 案件の融資契約締結済みのプロジェクトについて国際協力銀行が行なった環境レビュー結果等のホームページがあり、2009 年からこれまで環境レビューが行われた案件が掲載されているため、恐縮ながらそちらをご覧いただきたい。

2009 年の旧ガイドライン以降、本行の融資案件の開発を契機とし、住民移転手続きが行われ、カテゴリ A に該当する規模の案件については、バンフォン案件を除いて全て住民移転計画を入手している。繰り返しになるが、ベトナムのように住民移転手続きの実施主体が政府で、借入人等が住民移転手続きに実質的に関与できない場合については、これはかなり例外的なことではあるが、借入人等より政府や実施した住民移転手続きの概要や生計回復計画等必要と考えられる資料提出を受け、これらについてレビューしている次第。私共としてもバンフォンのように大規模移転が発生するプロジェクトについては、住民移転計画を可能な限り入手できるように相手国政府に働きかけるとともに、追加レポートの確認や住民へのヒアリングを通じて社会環境配慮確認をこれからも行なっていきたい。

JBIC 松井：

バンフォンについては過去 10 年間での唯一の例外案件となっており、私どもとしても入手することがベストだと思っているが、結果的に入手できていない。背景については遠藤様からご指摘頂いた通りであり、住民移転計画については住民の資産の詳細等の個人情報を含むとして、住民移転の主体であるベトナム政府が提出は難しいとしている。繰り返しになるが、住民移転計画については現地国政府へのヒアリング等を通じて住民に対する影響が回避・最小化されているかを確認した上で適切性及び妥協性を確認している。バンフォン案件のように大規模移転が発生するプロジェクトについては今後も住民移転計画を可能な限り入手できるように相手国政府に働きかけていき、追加レポートの確認や住民へのヒアリングを通じて適切な環境社会配慮を図れるように取り組んで参りたい。

遠藤（さ）：

質問5にもあるモニタリングについて、JBICは具体的にどのように行なっていくのか。

JBIC 松井：

バンフォン案件についてはガイドライン記載の通りで、借入人等を通じてプロジェクト実施主体であるモニタリングのうち、重要な影響項目である大気質、水質、騒音等の環境影響項目ならびに、社会面では地方政府等が行う代替農地の提供状況等の追加的な措置、借入人等が実施する整地回復計画等の実施状況についてモニタリングをさせて頂き、その結果の確認を行うこととしている。

遠藤（さ）：

生計回復の実施状況についてモニタリングをされる点について。住民移転計画を入手していない状態で、更に政府が取るベースラインもお持ちではないということであるが、その中でどのように生計回復の実施状況を確認されるのか。

JBIC 松井：

手元にベースラインがあるかどうかの資料がないため、また確認した上で回答させて頂く。

田辺：

2点質問がある。1点目は、IFCの案件の場合、借入人等がアクションプランを提出することになっており、当然ながらその中に社会影響や住民移転の内容を含んでいると理解している。したがって、IFCは少なくとも住民移転計画に相当するものを入手していると認識しているが、ベトナムでIFCも同様にアクションプランの中でそういった住民移転計画に係る内容のものは入手できていないのか。

2点目は、住民移転計画の中で個人情報に係る部分は通常 appendixにある。「誰がどういう土地を持っているか」や「いくら補償を受けるか」との内容は容易に排除できると理解している。つまり本体の部分は基本的に個人情報を含んでいるものではないと認識しているが、そういったやり取りをされた上でやはり全体として出せないとしているのか。出せる部分の交渉をきちんとしているのかが非常に重要だと考える。

JBIC 後藤：

1点目の、IFCが実際どのような資料を取っているかについて手元で把握していないが、前回の協議会でもご説明申し上げたように、事業者がIFCのパフォーマンス・スタンダードを踏まえつつ、専門家を起用の上 Audit レポートを作成していると認識している。そのレポートのレビュー自体はJBICも行なっ

おり、加えて地方政府や非自発的住民に直接ヒアリングも行っている。IFC との比較については一概には申し上げることができないが、できる限り必要な確認をしていると認識している。

JBIC 松井：

2 点目について、詳細な交渉記録があるわけではないが、私どもとしても例外的な案件を避けたいことから最大限働きかけをした上で、最終的にはベトナム政府の判断であるため、ベトナム政府から公開の判断を得られなかったと認識している。

古沢：

今回のケースは、例外案件を例外化できると認めたことになる。「何らかの事情で入手が困難」というのは表現がおかしい。理由があれば出さなくて良いということになるため、出さないのであれば合理的な理由は必ず必要だと考える。

JBIC 後藤：

何度も恐縮ではあるが、私どもも地方政府に対して住民移転計画の提出を求めてきたが、今回は個人情報の理由で中央政府に断られてしまった。当然ながら住民移転計画を可能な限り入手するため、現地政府に働きかけを行いつつ、皆様からのご指摘を踏まえて対応していきたい。

古沢：

個人情報がキーなのか。

JBIC 後藤：

実際に交渉を担当した者がこの場にはいないが、今聞いているのは、個人情報が含まれているためということである。

古沢：

もし理由が個人情報ということが明確なのであれば、個人情報が明らかにならない形のものを提出して欲しいとするのが普通なのではないか。

JBIC 後藤：

交渉担当者がどういう交渉を地方政府と行ったのか、現時点は資料がなく恐縮ながら分かりかねる。

古沢：

是非そこは明確にしないとイケない。

鈴木：

質問5のモニタリングは行ったのか、行うのかという点。また、Audit レポートが出ていることを基準にモニタリングを行なったのか、行うのか、もう一度だけ確認をしたい。

JBIC 松井：

私の理解としては、これから行うということ。

鈴木：

基準としては、先ほどお話のあった Audit レポートがベースでということか。

JBIC 松井：

然り。Audit レポートと現地でのヒアリングで確認をしている。代替的な情報が我々のモニタリングのベースになると理解している。

遠藤（さ）：

ヒアリングと仰ったのは、政府から聞いた情報ということか。

JBIC 松井：

手元に詳細な情報はないが、ベトナム政府と面談をして情報収集したと認識している。

遠藤（さ）：

私どもはこの案件をグレーのまま残してはイケないと考えている。個別にこれまでも JBIC と話し合いをさせて頂いているが、伺っていたのはそれほど強く相手国政府に提出を求めているとのことであった。本日のご説明では最大限入手するようにしたとのことであるが、個人情報の部分を黒塗りでも良いから出せないのか、必ず入手するようにプッシュするべきなのではないか、と考えている。そして財務省も、入手していない状況のまま、この案件を通してしまったのは非常に問題ではないか。今からでも遅くないので入手するように監督して頂きたい。

MOF 渡邊(毅)：

JBIC からも回答があった通り、引き続き交渉を続けていくとのことであるため、財務省としても、皆さまから頂いた意見も踏まえつつ、フォローして参りたい。

議題 3：国際協力銀行（JBIC）支援案件における贈収賄への JBIC による対応・説明責任と防止対策について

鈴木：

こちら議題提案は共同ということで、FoE の波多江と私鈴木で行う。今回の議題としているのは、JBIC による腐敗防止、不正防止に向けた対策や実施体制についてであり、それらに問題があるのではないかと考えている。対応として不透明な部分もあり、JBIC からきちんとした説明がされていないことが一番問題ではないかと思っている。8 月 5 日付で NGO3 団体からインドネシアのチレボン石炭火力発電所の拡張計画の不正行為に関する要請書を出させて頂いたが、それに対する JBIC さんからの回答もしくは説明を受けていないため確認したい。その上で今回は 5 つ質問を出している。

1・2 番目は不正に関する対応についてで、1 番目は起訴段階で出た場合、貸出停止などの措置を取るかどうかの検討を始めるとの条件が書かれているものに対して、実際過去に起こった問題で、そういったことをやっていたのか。やっていなかったのであればその理由は何か。2 番目は有罪判決が言い渡された際、この時にはどのような対応があったのか、なかったのであればその理由は何か。贈収賄に対する JBIC の対応状況や結果について、JBIC と財務省の見解を伺いたい。

3 番目は、贈収賄のような不正問題が起こった場合に、JBIC はどのような事実確認をされているのか。やり方と対策に対する状況の確認をお願いします。4 番目は個別案件になるが、チレボン石炭火力発電所の事業に関し、前チレボン県知事の贈収賄で裁判になっている。判決文がきちんとした形で出て、法的な記録として提出をして JBIC とも共有させて頂いている。こういった事例に対し、確認事項や確認の対応はどうなっているか。5 番目について、アジアだと袖の下、テーブルの下での話は多いと思う。不正問題に関して融資をする場合、日本政府としてどのような見解をお持ちか。

MOF 渡邊(毅)：

まずカノム 4 について、JBIC の方から対応をご説明させて頂く。

JBIC 北村：

1 点目と 2 点目をまとめてご回答する。タイのカノム 4 ガス焚複合火力発電事業について、前回の協議会でお答えした内容と同様で大変恐縮だが、この個別の事案に関する我々の対応と背景については融資契約上守秘義務を負っているため中身についてお答えすることは差し控えさせて頂きたい。しかしなが

ら、国際協力銀行としても事業者側に事実関係を確認するとともに、当事者である MHPS の再発防止策と体制強化を確認している。

MOF 渡邊(毅) :

JBIC は個別案件の内容に関しては、融資契約上の守秘義務を負っているためその点を踏まえて対応をしている。JBIC は公的輸出信用機関であるため、公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告も踏まえつつ、例えば支援対象となる契約に関して贈賄の事実が融資決定前に明らかになった場合は支援を行わないとしたり、融資決定後に明らかになった場合には貸し出しの停止を行うなどの措置をとることによって、贈賄等の不正行為に適切に対応していると承知している。

3 番目の質問について、まず一般論を申し上げますと JBIC が提携する契約の内容については JBIC と相手方との交渉によってその内容が決定されるべきものであると考えている。その上で申し上げれば、JBIC は通常贈賄疑惑のような事象が発生した場合の情報提供義務を融資契約に定めていると聞いている。これまでの案件においても融資契約に基づいて適切な対応を行っていることを承知している。

4 番目のチレボン石炭火力発電事業・拡張計画に関して、JBIC からは、現時点では本件に関する贈収賄があったという事実関係は確認できていないこと。また、ご指摘の判決における贈収賄疑惑にかかる言及については、刑事裁判の中で証人が述べた内容が判決文に引用されたものであり、贈収賄の事実が裁判所によって認定されたものではないということを確認済みである。財務省としても引き続き動向を注視しつつ、JBIC が本プロジェクトの融資契約に基づいて適切に対応するように指導して参りたい。

最後の 5 番目の質問、政府全体としての取り組みの見通しについて、これは今まさに検討が進められている。また、JBIC としては OECD 理事会勧告を踏まえつつ、適切に対応しているものと承知しており、財務省としても適切な対応を継続していくように監督して参りたい。

鈴木 :

4 番目について、確認はされているということであるが、どのように確認されたのか。第三者に調査を依頼した等あれば教えて頂きたい。

JBIC 松井 :

私どもとしては現代建設に対して事業会社経由で事実関係の確認を行っており、現代建設からは贈収賄疑惑に係る報道内容は事実無根であり、現代建設は前チレボン県知事に対して金銭を渡していないとしており、韓国紙に対して贈収賄を認めたこともない、かつ、インドネシア汚職撲滅委員会当局からの照会

も受けていないとの回答を受けている。加えて、借入人に対しても事実確認をしており、借入人としては報道にあった贈賄等について確認はできていない、また社長を含め借入人として不適切な金銭授受に関与していないとの回答を得ている。

鈴木：

それは当事者である現代建設に確認を取ったとしか聞こえない。フェアなやり方として、他の聞き取り等はなかったのか。

JBIC 松井：

他というのはどのような。

鈴木：

単純に考えて、贈収賄をしたか、その本人に聞いて「やりました」と答えることはそうそう無いと思う。インドネシア汚職撲滅委員会に確認を取ったり、報道された情報の情報源を確認したりはしたのか。

JBIC 松井：

特にしていない。

鈴木：

カノムの件で一応防止策の確認をされたとのことであるが、元々貸付案件について「貸出停止、融資未実行残高の取り消し、または借入人の期限の利益を損失させるなどの適切な処置を取る」と書かれている点に関して、防止策を講じたことが全て適切な対応として十分であったとの認識なのか。

JBIC 北村：

繰り返しになるが、守秘義務契約があるため詳細についてお答えすることは差し控えさせて頂きたい。その上で再発防止策も含む対応を全体で確認した上で、我々としては対応を検討したという点をお伝えさせて頂く。

古沢：

守秘義務という内容だが、それは契約の関係者に何らかの、変な言い方だと悪影響ということだと思うが、何でもかんでも守秘義務で出せないということではないと思う。こういうことで守秘義務で出せませんと、だけでも疑惑に関しての正当性というか、理由書に関しては、こういう状況が事実関係として確認できないということでも良いが、明確にしてほしい。この点に関しては確認したけど確認できない、そ

ういう中身についての内容は何もなくて、全てひとまとめで守秘義務だから出せないというのは、回答として良いのか。

JBIC 北村：

弊行はこのタイのカノムの案件以外にも、一般的に融資の検討をする際から、守秘義務契約を締結している。その対象になるのは相手方に対して不利益を与える情報のみならず、我々が融資の検討をするにあたって頂く情報も対象になる。我々としては広範な守秘義務を負っているため、ご質問に対し回答することはできない。

古沢：

一般的にはそうだと思うが、これからもいろんな場面で NGO 側から問題提起があって、今世界で、かなりの規模で贈収賄問題が絡んだ事例がたくさん出てきている。巨額のお金が動いていく中で、非常にセンシティブで微妙なところ、防止策をやることはまず重要なことなので、是非ちゃんとして欲しいと思う。やはり防止策がちゃんと測れるためには、アカウントビリティが確保されているのか。全世界的に問題になっている中で日本の機関としての力量が問われている一つの典型的な案件だと思う。やはり防止策について、こういった形でこういうことに対する事前のリスク管理の想定や、従来よりも厳しくしていくべきだ。難しいところだが、やはりこういったことがはっきり言って続発している時代に入ってきているので、それに対するちゃんとした対応がそこまでされているのか大変気になる。改善されているとは思いますが、改善する努力をわかる範囲で教えていただけると、頑張っているなという感が持てるのだが。守秘義務を一種の盾に取っているように聞こえてしまう。防止していくことの実質的な取り組み内容について、よりはっきりと方針が出てくれば、こういうことに対する対応をされていることを理解するが、そこが非常に曖昧で受身的だったので、何らかのポジティブな形で防止策に対する取り組みについて、検討されていることがあればお聞きしたい。

JBIC 平田：

一般論になるが、OECD の理事会勧告を踏まえながら、個別案件において適切な対応を講じるのがベース。例えば、贈賄の事実が融資決定の前に明らかになれば当然その融資にはコミットしない。融資決定後であっても適切な対応を取る。何らかの疑わしい点があれば、再発防止策等の措置を講じることを行なっている。

鈴木：

現時点として JICA が持っているような不正ガイドラインを基準にしたり、日本国としての対応策を具体化していくということなのか。

JBIC 平田 :

今申し上げた通り既に OECD の勧告があるため、それを踏まえつつ個別案件ごとに適切な対応をとっていく。

杉浦 :

JBIC と本件で会合を持たせて頂く度に、この件に関しては動向に注視していくとされているが、ここにも書いてあるが、5月22日付の判決文さえも入手していなかったということで、私たち NGO 側としては、実際にどうこの件について注視して頂いているのか、メールベースでも引き続き適時適切に情報収集していきたいと言っているが、実際にどうやられているのか疑問に思う。インドネシア国内でもこの KPK、汚職撲滅委員会に関し、撲滅法の revision が決まり、学生運動が盛んに行われている。国内でもすごく関心が高まっているため、日本としてもしっかり取り組んで頂きたい。

古沢 :

繰り返しになるが、借入されている方、あるいは事業をしている方、に「贈賄の事実はないか」と聞き、「ない」と返事があったことで、確認ができたということなのか。または、それ以外の周辺情報を収集した上で、事業者の答えが納得いくものだとしているのか。もう一回確認するのだが、借入がされた方、事業を行なっている事業者、そこにこういう贈賄問題に関して、どういうことがあったか、答えとしては「一切ない」とお答えを受けたと、それで納得したということが確認なのか。もうちょっと言うと、KPK とかそういったところが問題を指摘しているわけで、そこについての確認をしたかということ。

JBIC 後藤 :

前回の協議会でも私ども申し上げたが、インドネシア汚職撲滅委員会等に現段階で日本の公的機関である JBIC がアクセスするというのは、我々は捜査機関ではないため、控えた方が良くと弁護士からのアドバイスもあり、現状はしていない。私どもも情報はフォローしており、借入人や現代建設には確認しているとのことで、これからも状況はフォローしていきたい。

古沢 :

それでは贈賄をちゃんと抑える手立てにはならないと思う。対応に関して、もう一步突っ込んだ判断をしていく材料を持っていないと、こういう問題が再発することに対して、あるいは疑惑のままに動いていく事態に対して、判断できないまま融資は融資でやっていくしかないという従来型の流れなのではないか。問題状況として、仕方ない面もあるが、そこについてはもう一步きちんと対応するための手立てをしておかないと、JBIC として残念な状況に行くとはしか見えないので、よろしくお願ひしたい。

鈴木：

おっしゃる通り、前回の議題を引き続き今回も上げているのは、前回ご説明頂いた内容で我々納得できなかったというのが正直なところ。同じような回答もあるが、日本の支援というか、インドネシアでは最近汚職への風当たりが、当然だが悪いものは許さないという雰囲気は、前回我々が質問した時よりもすごく盛り上がっている。こういう流れの中で、最終的に真っ黒でしたとなった時に、日本としてこれだけの公的資金を流しているのに適切に審査しなかったのかとの話になると我々は考えている。そういったことは私たちも望まないというのが事実。

そういう意味で、JBICの弁護士が汚職撲滅委員会にコンタクトを取るのは不適切だとされたのであれば、その弁護士はどのように公平な情報を入手するのがベストなのかという所までもう少し確認を広げる必要があると思う。今後に向けて検討して頂けるのであれば、現地で活動して情報も持っているNGOは波多江さんをはじめ、沢山いるため、そういった方々の意見を踏まえた上で次の強化対策を検討して頂きたい。

議題4：バングラデシュ・マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業における JICA 環境社会配慮ガイドライン遵守について

田辺：

何度かこの協議会でマタバリの件に関して話をさせて頂いているが、今日は補償と生計回復の点に絞り、JICAの環境社会配慮ガイドラインの遵守がきちんとなされているかどうかという観点からいくつか質問させて頂きたいと考えている。

まず質問1点目、我々はこの案件の現場で色々とNGOや住民等に確認をしたところ、約40世帯の住民移転が生じているが、その方々が現在、周辺の貸家にて高額な家賃を負担しながら住んでいる状況であると、現地のNGOから聞いている。その点についてJICAに確認したところ、移転住民には建築資材が供与されており、政府保有地に小屋を建てて各自住んでいると。では実際にはどこに住んでいるのか、JICA自身は確認したのか、と尋ねたところ、特に具体的な場所は示されず、JICA自身も現場を確認していないとのことであった。そもそも住民が、以前の生活水準や収入機会、生産水準を改善するもしくは少なくとも回復する、ということがガイドライン上では求められているが、その確認がきちんできていないのではないかと考えている。その点を是非、財務省およびJICAにご確認頂きたい。

2点目は、補償について、住民移転計画は金銭補助で対応する事になっていたが、我々が現地に訪問したところ、移転住民用の代替家屋 10 世帯の建設が進められていた。かつ、建設作業が大幅に遅れており、一度 JICA に確認した所、3 月に出来るという事であった。その後も期限が先延ばしになっていたが、何れにしても大幅に遅延している。そもそも金銭補償がきちんと支払われているのかについても、補償の実施比率は公開できないとの事で不透明である。

また、ガイドラインでは、補償は事前に行われなければならないとされているが、補償を受け取っていないという声も現地では聞いている。これも、ガイドラインをきちんと遵守できていないと言えるが、いかがだろうか。金銭補償に加えて代替家屋が追加的に供与されている理由も、JICA に尋ねたが、それもその時点では確認中との事であった。何か確認がなされたのであれば、教えて頂きたい。

3点目は、こういったガイドラインの遵守がきちんと確認できていない中で、7月に追加の L/A の調印がなされており、毎年1年に1回ずつ追加で数百億円から千億円規模の供与がなされているが、こういった確認がなされていない中でどんどん追加供与していく事は、非常にリスクが高いのではないかと考えている。また、そもそもガイドラインを適切に遵守していないのではないかとと思われるが、いかがだろうか。

MOF 関口：

ご質問の件に関してまとめて回答する。

まず本円借款案件については、バングラデシュ国内手続きと JICA の環境社会配慮ガイドラインに沿って作成された住民移転計画に従って土地取得及び補償の手続きが進められ、住民移転の生計回復状況については実施機関による外部モニタリングと対象の実施機関による外部モニタリングが実施されると承知しており、こうした前提のもとに円借款の供与が決定されている。その上で JICA は本事業の実施機関である石炭火力公社から住民移転の進捗状況について定期的に報告を受けており、当公社と共に周辺住民との定期的な面談や現場視察への参加等を通じて環境社会配慮ガイドラインに沿って適切に行われているかモニタリングをしている。必要が生じた場合には、対応を促すといった対応を取っているとのことである。

移転住民については、JICA のガイドラインに沿って再取得価格ベースで補償することを事前に合意していると承知している。ただ JICA によるモニタリングの結果、土地や損失収入の補償に関して法的に必要な書類が提出されている者については実施機関から補償が行われていることを確認しているとのことである。一方、書類の不備や未提出等により法的要件を満たさないものについては補償が完了していないという対象者が存在しているとのことである。そうした中、手続きの周知と働きかけを行っている状況

である。

その他ご指摘頂いた事項について JICA に聴取したので説明する。まず周辺の貸家で高額な家賃を負担しながら住んでいる移転住民がいるというご指摘であるが、移転住民の大半は提供された政府保有地に一時的に無償で居住することを選択しているが、金銭補助やプロジェクトで雇用されて得た給与を活用して民有地で家賃を支払うことを自ら選択した住民もいる。移転住民用の代替家屋として約 10 世帯が建設中で、その建設作業が大幅に遅れているとのご指摘だが、移転住民用の代替家屋については既に 10 世帯に対し引き渡し済みであり、残りの家屋も建設中で順次引き渡される予定であるとのこと。

それから政府保有地の具体的な場所は示されず、JICA 自身も現場を確認していないとのご指摘であるが、JICA は近々現地に訪問する機会があるため確認を試みたいとしている。そして、当初の金銭補償に加えて代替家屋が追加的に供与される理由について確認中との点については、ご指摘の通りで移転住民からのヒアリングを通じて確認を試みているものの、現時点では確認できていない現状。金銭補償の実施率については公開できないとのご指摘であるが、JICA としては直近の数字を把握はしているもののバングラデシュ政府と実施機関は環境社会モニタリング結果を JICA が対外公開することに合意していないため、進捗率については開示を控えているとのこと。

個別のご質問に対しては以上になる。ガイドライン上はプロジェクトの環境社会配慮の主体は相手国ではあるが、JICA は相手国が行う環境社会配慮の支援と確認を行う責任があると承知している。したがって JICA は引き続き適切な環境社会配慮の実施を確保すべきモニタリングや働きかけを行なっていくものと認識している。一昨日 9 月 29 日、現地マタバリ村で実施機関の主催により地元住民とのコミュニティ会合が開催され、JICA から事務所員 2 名、本部からの出張者 1 名がオブザーバーとして参加したとのこと。まだ詳細は入手していないが、一報があったため以下そのまま報告させて頂く。

ベンガル語であったため詳細はローカルスタッフに確認しているが、会議に参加した住民からは実施機関の補償支払いの促進や地元住民をプロジェクトで積極的に雇用していることを評価する意見も聞こえたようである。他方、補償対象の被影響住民と思われる別の参加者からは証明書が揃わず支払いが受けられないといった不満意見も出されたようだった。実施機関としては、証明書類を確認できた補償対象の被影響住民には支払いを進める対応を務めている。また、コミュニティ会合は実施機関の主催であり、JICA はオブザーバーの位置付けだが、発言を求められたため、JICA 実施機関が環境社会配慮ガイドラインに沿った補償手続きをとっているかモニタリングする役割を負っており、補償手続きの加速化が特に重要であると認識していること、またこうした会合を通じて実施機関と周辺コミュニティとのコミュニケーションの強化を図られることを期待している旨を発言した。JICA は現地を訪問しているため、詳細

については後日 JICA に照会頂きたいと思う。

田辺：

追加でいくつか質問及びコメントをさせて頂きたい。1点目は質問1の中で、民有地に自ら移られている方もいるとのことだったが、具体的に何世帯くらいが政府用保有地において、何世帯くらいが民有地にいるといった情報がもしあれば教えて頂きたい。

2点目は、当初は金銭補償だったが、生計回復が不十分で追加的に代替家屋を提供するというのであれば、ガイドラインを遵守する観点から望ましいと思うので、当初の予定となぜギャップがあることを問題視しているものではない。いずれにしても、そもそもの金銭補償が十分に提供でないと、当初いろいろな証明書を想定していたものの、実際に住民たちが用意することがそもそも困難であるということであれば、それは当初の補償の設計自体が現地にマッチしていない可能性がある。そこは、より柔軟に金銭補償をきちんと必要な人に届けるということを検討していくべきと思っている。

3点目は、こういったガイドラインの追加の L/A 調印とガイドライン通りに行っていないという状況を、どこまできちんと追加の L/A 調印の中で現地の政府に適切にやるように要請しているのか、その点はどうか。つまり、追加の調印と紐づけていかないと、現地実施機関としてはある程度お茶を濁しておこうとなってしまう可能性もあるので。こういった巨額の追加を今後もしていくようなので、きちんとガイドラインの実施状況を見て、必要があれば供与を伸ばすといった事を検討して頂ければと思うがいかがだろうか。

MOF 関口：

まず民有地の移転のご質問だが、申し訳ないが数字を持っていない。もしかしたら JICA が持っているかもしれない。当初の柔軟な対応ということだが、やはり現実を踏まえつつ対応していく必要があるかと思うが、代替地に関しても、実態がまだよくわからないということで、これはしっかりモニタリングしていく必要があるかと思っている。それから L/A 調印だが、政府勉強会という所で、環境社会配慮ガイドラインの対応も含めて報告を受けるので、そうしたものを踏まえて判断していくかと思う。

田辺：

政府勉強会とはいわゆる3省協議のことか。

MOF 関口：

然り。

田辺：

今回のガイドラインの課題は3省協議の中で議論されたのか。

MOF 関口：

この時私はいなかったが、案件の概要を我々が知るにあたって一つの要素なので、提供されたということ。

田辺：

是非、3省協議の中でこのガイドラインの遵守についても議論して頂いて、先方政府に対しても、追加のお金を出す前にきちんと適切な実施を促して頂ければと思っている。

古沢：

できるだけ事実確認をきちんとしていくのは基本だと思う。まずこの事業で住民移転が、何人あるいは何世帯起きているのかの把握に関して、どういう数が出てくるのか気になる。つまり、とりあえず補償が済んでいる数はこれだけだという数字、あるいは書類不備で途中だという所があるとおっしゃったが何世帯あるのか、あるいは多分どこがそれを把握しているかによって、人数はなかなか把握しきれないということもあると思う。しかしなるべく実数に迫るためには色々な情報を集める必要があるため、実施機関を通してもちろんされると思うが、こちらとしては苦情というか、いろいろな問題を指摘している受け皿としての現地のNGOを通して把握している情報があるので、そこと重ね合わせてどう考えるか。できればそういう所まで把握していくとより論点が出てくるのではないかと。

そして、ガイドラインに沿って適切に行っていると思うが、先ほどの話でいうと移転住民の方々とヒアリングで担保しているが、実数が気になる。また、村のコミュニティ会合や日本でも公聴会などあるが、そこで問題になるのが、何人参加されていて、どんなことを議論しているか、実際の様子について、コミュニティ会合の質的な内容をできるだけ把握し、もしかするとそこか外れてしまっている部分もよくあるため、その部分に対しても一応状況を把握しておく必要があるのではないかと。より正確で数量的な実態を踏まえて情報を頂けると、論点が明確になるかと思うので、もし分かればお願いします。

MOF 関口：

その正確な数字というのを持っておらず恐縮だが、JICAと引き続きやり取りをしていただければと思う。問題意識は認識した。

MOF 米山 :

私からお礼を申し上げたい。久しぶりに参加させて頂いたが、実際のプロジェクトの話を伺う中で、よく勉強になる。一番初めの方で話題になっていたが、プロジェクトの質、原則のようなものをよく議論するが、結局それが何なのかというと、それはコンセプトレベルの話で終わるわけがなくて、コンセプトに反対する人がいてむしろその方がなんでということだと思うが、そういう個別の案件に当てはめていった時に、実際どうなっているのかをフォーカスして見ていくと、何をしなければいけないのか、今何が求められているのかがよく見えてくると思う。その中にひょっとして何かこうすることで日本らしさや他とは違うより良い質のものがあるとした時に何を言えば良いのか、具体的な話を伺う中で非常に勉強になるところがあると思ったので、また引き続きお願いしたい。

大野 :

いくつか引き続きの検討案件もあるため、今後ともよろしく願います。